

令和4年8月24日 開 会  
令和4年8月24日 閉 会

# 佐賀県東部環境施設組合議会 定例会会議録

佐賀県東部環境施設組合議会

令和4年8月定例会会期日程

日次	月 日	摘 要
第1日	8月24日(水)	<p>開 会</p> <p>会期決定</p> <p>8月24日(1日間)</p> <p>会議録署名議員の指名</p> <p>副議長選挙</p> <p>経過報告</p> <p>議案審議</p> <p>議案第4号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第5号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第6号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>発議第1号〔提案理由説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>陳情</p> <p>陳情第1号〔報告〕</p> <p>陳情第2号〔報告〕</p> <p>閉 会</p>

8月定例会付議事件

1 管理者提出議案

〔令和4年8月24日提出〕

議案第4号	佐賀縣市町総合事務組合理約の変更について	〔可決〕
議案第5号	令和3年度佐賀県東部環境施設組合理算認定について	〔認定〕
議案第6号	令和4年度佐賀県東部環境施設組合理算補正予算(第1号)	〔可決〕

2 議員提出議案

〔令和4年8月24日提出〕

発議第1号	佐賀県東部環境施設組合理議会会議規則の一部を改正する規則	〔可決〕
-------	------------------------------	------

令和4年8月24日

議場：鳥栖・三養基西部環境施設組合  
溶融資源化センター2階研修室

1 出席議員氏名

議 長	松 隈 清 之		
森 山 林	久保山日出男	中 村 直 人	伊 藤 克 也
田 原 和 幸	原口ひさよ	中 野 均	馬 場 茂
吉富光三郎	中 山 五 雄	田 中 静 雄	岡 広 明
平 野 達 矢	園 田 邦 広		

2 欠席議員氏名

飛 松 妙 子

3 地方自治法第 121 条による説明員氏名

管 理 者	橋 本 康 志	副 管 理 者	内 川 修 治
副 管 理 者	伊 東 健 吾	副 管 理 者	武 廣 勇 平
副 管 理 者	岡 毅	事 務 局 長	藤 川 博 一
総 務 係 長	嘉 村 翼	総 務 係 主 任	大 隈 弘 貴
事 業 1 係 長	赤 司 隆 則	事 業 1 係 主 任	堂 園 祥 太
事 業 2 係 長	古 澤 貴 裕	事 業 2 係 担 当 係 長	大 坪 功 二

4 議会事務局職員氏名

事 務 局 長 藤 川 博 一  
総 務 係 長 嘉 村 翼  
総 務 係 主 任 大 隈 弘 貴

5 議事日程

日程第 1 会期決定  
日程第 2 会議録署名議員の指名  
日程第 3 副議長選挙  
日程第 4 経過報告  
日程第 5 提案理由の説明 議案第 4 号～議案第 6 号  
日程第 6 議案第 4 号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更について  
(質疑、討論、採決)  
日程第 7 議案第 5 号 令和 3 年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定について  
(質疑、討論、採決)  
日程第 8 議案第 6 号 令和 4 年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算 (第 1 号)  
(質疑、討論、採決)  
追加日程第 1 発議第 1 号 佐賀県東部環境施設組合理論規則の一部を改正する規則  
(質疑、討論、採決)  
日程第 9 陳情第 1 号 小森野校区との環境保全 (公害防止) 協定書の締結および小森野校区  
で大気測定を行うことを求める  
(報告)  
日程第 10 陳情第 2 号 下野町、あさひ新町との環境保全 (公害防止) 協定書の締結を求める  
(報告)













続きまして、款2国庫支出金、項1国庫補助金、目1衛生費国庫補助金、9,408万9千円につきましては、循環型社会形成推進交付金でございます。この交付金につきましては、対象事業費の3分の1が交付されることとなっております。

続きまして、款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金、2,941万6,693円につきましては、令和2年度の繰越金でございます。2,941万6,693円となっております。

続きまして、款4諸収入、項1組合預金利子、目1組合預金利子、節1組合預金利子でございます。5,589円でございます。4か月間、3,000万円の運転資金を運用いたしました結果の組合預金の利子となっております。

続きまして、10ページ、11ページの方をお願いいたします。

項2雑入、目1雑入、節1雑入でございます。雑入につきまして1,890円につきましては情報公開請求の折のコピー代でございます。その他、雇用保険料の個人負担分ということで会計年度職員さん分の負担分がございます。

続きまして、款5組合債、項1組合債、目1衛生債、節1衛生債でございます。3億5,770万円でございます。これにつきましては、一般廃棄物処理事業債でございます。以上が、歳入でございます。

続きまして、歳出のご説明をいたします。12ページ、13ページの方をお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費でございます。

節1報酬29万4千円、支出済額は28万8,040円でございます。これにつきましては議員さん方の報酬でございます。選挙の改選等ございましたので、延べ21名様方の報酬となっております。

続きまして節の8旅費でございます。7万8千円の支出でございます。これにつきましては、議会等出席の折の費用弁償となっております。

続きまして、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。

節1の報酬、180万2,472円につきましては、会計年度任用職員の報酬でございます。

節2給料、15万5,999円につきましては、正副管理者の給料となっております。

続きまして、節の3職員手当、434万8,258円につきましては、我々職員の手当、それと、会計年度職員の期末手当となっております。

続きまして、節の4共済費、36万240円につきましては、雇用保険料と社会保険料の事業主負担分でございます。

続きまして、節7報償費、3万3千円につきましては、弁護士の謝金でございます。

続きまして、節の8旅費、10万1,400円につきましては、会計年度職員の通勤手当の費用弁償、それと、職員の一般の普通旅費でございます。

なお、こちらの旅費の方から、役務費の方に流用を1万7千円いたしております。

続きまして、節の9交際費につきましては、歳出はございませんでした。

節の10需用費でございます。こちらにつきましては、消耗品燃料代等の一般的な歳出、それと、ちょっと電話回線が壊れたので修繕料が発生しております。

続きまして、節の11役務費、43万9,857円でございますけれども、電話でありますとかそういったところ、切手代等の通信運搬費と公用車の保険料がございます。

あと、今回初めて起債をしております。その時、財務省の指示によりまして、手続する際の法人認証というのが必要でございましたので、1万3,200円の手数料が発生しております。

あと、佐賀銀行のファームバンキング手数料が13万2千円ということになっております。

なお、ちょっと電話代の金額が増えましたので、旅費の方から1万7千円流用をさせていただいたところでございます。

続きまして、14ページ、15ページの方をお願いいたします。

節の12委託料でございます。こちらにつきましては、一般的な事務上の保守点検委託料等がございます。なかでも、公会計財務書類等作成支援業務委託料でありますとか、ホームページの保守、委託料等が主なものとなっております。

続きまして、節の13使用料及び賃借料でございます。

196万8,979円でございますけれども、パソコンのリース料、公用車のリース料ですね。それと、財務会計のシステムの使用料というものが大きな支出となっております。

続きまして、節の18負担金補助及び交付金、1億902万4,547円でございます。

この1番大きなものはですね、鳥栖市にお支払いをしております建設協力金、6,500万円でございます。

それと、職員7名分ですね、このときはまだ6人ですね。職員6名分の派遣職員負担金の方が、4,367万1,044円ということになっております。

あと、他には下から3番目でございますけれども、公益社団法人全国都市清掃会議の負担金、それと、我々施設を運営するにあたって、技術管理者の資格が必要でございますが、そちらの協議会の負担金、それと、研修会負担金と言いますか、その技術管理者のスキルアップでありますとか、そういった講習の負担金として、13万5,300円お支払いしているところでございます。

続きまして、節の22償還金利子及び割引料1,377万4,693円につきましては、令和2年度の剰余金を精算金として、2市3町構成市町の方にお支払いした金額でございます。

続きまして、項の2監査委員費、目1監査委員費、節1報酬、1万8千円につきましては、2名の監査委員さんの報酬でございます。

節の8旅費、2万800円につきましては、2名様方の費用弁償でございます。

続きまして、款3衛生費、項1清掃費、目1施設建設費、節の12委託料でございますけれども、こちらの内容につきましては、主要な施策の成果に関する説明書というのが別冊でございます。

こちらの3ページの方で、ご説明を差し上げたいと思います。主要な施策の成果に関する説明書の3ページでございます。よろしくをお願いいたします。

まず、施設建設に係る技術支援業務といたしまして、次期ごみ処理施設整備運営事業に係る技術支援業務（土木建築）ということとなっております。

こちらにつきましては、次期ごみ処理施設建設工事にあたって、大規模な土木工事、建築工事が発生します。そうしたところに、技術的専門的な助言、支援を受けたものでございます。

こちらの業務につきましては、公益財団法人佐賀県建設技術支援機構の方をお願いをしたところでございます。

続きまして2段目でございます。

同じ名前の（プラント）ということで815万1千円でございます。

こちらにつきましては、先程、負担金のところで申し上げました公益社団法人全国都市清掃会議。こちらには、各自治体でありますとか、そういったところで経験をされた方々が所属しておられます。非常に高度なプラントに関して、技術的な作業が必要でございますが、そういったところを我々の立場の方から、支援、助言をいただく業務をお願いしているところでございます。

3段目でございますけれども、環境影響評価事後調査に関する発注者支援業務ということで、144万4,300円でございますけれども、施設を建てる前に環境アセスメントを行って、環境影響評価を行っております。これを、工事中につきましても、排気ガス等の発生、振動、騒音等の発生がございますので、追跡調査を行っておるものでございますが、それに関しての技術的な支援をいただいているものでございます。

こちらの方は、一般財団法人の日本環境衛生センターの方に業務をお願いしているところでございます。

続きまして4段目でございます。

次期ごみ処理施設建設地雨水排水整備測量設計業務でございます。724万6,800円。

こちらにつきましては、真木町の次期ごみ処理施設建設の部分、舗装面でありますとか、建物の配置、面積等がほぼ固まってきました、雨水の排水の量が計算できるようになってまいりました。これの排水の処理につきましては、測量と設計を業務発注したものでございます。

発注先は、パシフィックコンサルタンツ株式会社に発注したところでございます。

続きまして5段目でございます。

次期ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価事後調査業務でございます。

先ほど支援業務の方を申し上げましたが、実際の環境影響評価の事後調査をやっているものでございます。

こちらにつきましては、株式会社日建技術コンサルタントに発注しておるものでございます。

この業務につきましては、令和2年度から令和5年度までの継続の業務となっておりますところでございます。

続きまして、6段目でございます。

県道改良工事設計積算業務でございます。

こちらにつきましては、真木町の建設の前面道路、こちらが県道中原鳥栖線となっておりますけれども、施設に入るパッカー車でありますとか収集車両、これ用の右折レーンを設置するということ、警察協議、県協議等を行ったところでございます。

この部分につきましては、原因者負担ということで、当組合での負担が発生するというので、県道改良工事費の我々組合負担分のアロケ、積算の方を行っていただいた業務でございます。

こちらの業務発注につきましては、佐賀県建設技術支援機構の方に発注いたしたところでございます。

続きまして7段目でございますけれども、第2期循環型社会形成推進地域計画変更業務でございます。

こちらにつきましては、昨年、次期リサイクル施設に関しましては、鳥栖市の立石町の方に造るとい

うことで決定をされたところをごさいます、こちらの施設の整備にあたりまして、交付金の申請について必要な循環型社会形成推進地域計画の変更を行ったものをごさいます。

こちらの、47万3千円の業務につきましては、八千代エンジニアリング株式会社に発注したところをごさいます。

8段目をごさいます。

次期ごみ処理施設整備運営事業に係る設計施工監理業務ということでございすけれども、これにつきましては、次期ごみ処理施設の建設工事にあたりまして、ちゃんと設計書どおりなされているか、また要求水準書でありますとか、技術提案書の内容と整合がとれているかということ、第3者の目で監理していただくものをごさいます。

こちらの業務につきましては、令和2年度から令和5年度までの継続の業務となっております。

本年度分、2,860万円となっております。

業務発注先は八千代エンジニアリング株式会社をごさいます。

最後になりますけれども、次期ごみ処理施設整備運営事業建設工事費、5億1,320万円をごさいます。

こちらにつきましては、日立造船株式会社に発注しております。

こちらの令和3年度分の支払い額ということになっております。

そしたら、元の決算書の方に戻っていただきたいと思ひます。

次は16ページ、17ページの方をお願いいたします。

先程の説明で、上から2段目まで説明が終わっております。

款の4公債費、項1公債費、目2利子、節22償還金利子及び割引料をごさいます。36万8,559円をごさいます。

こちらにつきましては、令和3年度に記載しております分は、建設事業債の利子の償還金の22万4,638円、それと、一時借入金の利子償還金、こちらが14万3,921円ということになっております。

続きまして、最後になりますけれども、予備費の方につきましては、支出の実績はございませんでした。

続きまして、実質収支に関する調書ということで、18ページ、19ページの方をお願い申し上げます。

ただいま、ご説明いたしました総括となりますが、歳入の総額が7億1,402万976円。

歳出の総額が7億480万4,370円、差引額が921万6,606円ということで、こちらの金額が、実質収支額となります。

続きまして、財産に関する調書をごさいます。

20ページ、21ページの方をお願いいたします。

当組合では、まだ財産に関する調書、公有財産、物品、債権、基金等、まだございませんので、なしということでご報告をいたしております。

あと、22ページの次、23ページをお願いいたします。

決算審査の意見書ということで、去る6月30日に、代表監査委員であります、吉野ヶ里中島副町長、それと、中山上峰町議会議長の方に、監査をしていただいております。

適正であるというご意見をいただいたところでございます。

以上が、簡単でございますが、令和3年度佐賀県東部環境施設組合歳入歳出の決算のご説明でございます。

よろしく願いいたします。

**松隈清之議長**

引き続き、監査委員の決算審査の結果について報告を求めます。

**中山五雄監査委員**

はい。

**松隈清之議長**

中山監査委員。

**中山五雄監査委員**

はい。

監査委員の中山でございます。

監査報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和4年6月30日に令和3年度佐賀県東部環境施設組合一般会計歳入歳出決算審査を行いました。

決算審査にあたっては、提出された歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、並びに証票類その他の関係諸帳簿により、慎重に審査しましたのでその結果をご報告いたします。

審査に付された歳入歳出決算書の調書は、地方自治法等関係法令に準拠して作成されており、決算の計数については、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照らし合わせた結果、適正に処理されているものと認めます。

以上、決算審査の報告といたします。

以上です。

**松隈清之議長**

ありがとうございました。

これより質疑を行います。

**平野達矢議員**

はい。

**松隈清之議長**

平野議員。

**平野達矢議員**

はい。

平野です。

まず、15ページです。

事務所等の使用料というのが20万4,700円とされております。

いわゆる佐賀県東部環境施設組合という組織があって、そして、いわゆる事務所の使用料という形で、20万、事務所等使用料、事務所等となっておりますから、事務所だけじゃないですよ。20万4千円というこの金額。

それと、21ページの財産に関する調書で公有財産、物品はなしという形で、これだけの組織運営ができるのかどうかと一般論的に不審に思うわけですね。

これだけの組合があればそれなりの事務処理というのが出てくると思うわけですよ。

要は、例規集の中にありますように、事務所は、この西部環境施設組合の事務所の中に置く、いわゆるみやき町に置くというふうなことに例規集には、なっております。

そうした中で、じゃあ、どこをどんなふうにして使って、事務処理をしてるのかというふうを考えます。

でね、これだけの組合が20万円の事務所と使用料で運営できるのかと、やっぱり不審に思うわけですね。

要は、この西部環境施設組合のどこかの部屋を借りてあると思うわけですね。

じゃあ、その使用料というのはどのように積算されたのかですね。そこの中に、書類もあるでしょうし、物品が何でもないということは、ちょっとおかしいんじゃないかなと、ちょっと考えるわけ。例えばロッカーとかね。そういう部分を、やっぱり書類を整理する例えば机とか、それでもあるはずじゃないか。

逆に考えれば、たったわずか20万円で事務所使用料というのが可能かなと考えます。

そうすると、要は、この西部環境施設組合の財産、物品を使っているとしか考えられないわけですね。

そうすると、組織が西部環境施設組合と東部環境施設組合というのは、全然違う組織です。

ですから、それをどうも、一緒くたになったようなふうには私は捉えられません。

だから、それは組合の組織が違いますから、1市2町と、2市3町ですかね。全然違う組織ですからね。

これを共有みたいに使うというのは、おかしいんじゃないかなと考えますけど、その辺りは、どのようにされているのか。おそらく協定されてしてると思いますけれども、どのような協定になってるのかなと思って。

説明をお願いします。

**藤川博一事務局長**

はい、議長。

**松隈清之議長**

藤川事務局長。

**藤川博一事務局長**

はい。

ご指摘のとおり事務所等の賃貸等につきまして、鳥栖三養基西部環境施設組合の方と結ばせていた

だいています。

基本的に光熱水、水道料でありますとか電気代、そういったものの実費相当分ということで、西部組合の方から請求をいただきまして、お支払いをしているというところでございます。

なお、財産の調書がなしということが、ちょっとどうなんだというご指摘でございますけれども、こちらの財産の調書の方は、50万円以上のものを計上するということになっておりますので、なしということになっているところでございます。

以上、お答えでございます。

#### 平野達矢議員

はい。

#### 松隈清之議長

平野議員。

#### 平野達矢議員

それでは、あくまでその光熱水費とかそういうものについては使った部分ですよ。

じゃあ、部屋の使用料とかですね、例えば、書庫とかそういう部分も使われてるんじゃないかなと思うわけですよ。

そうしないと照明なんか机もないわけじゃないですよ。職員さんが何人おられるかわかりませんが、6人か8人か、わかりませんが、その方の机とかそういうのはどうなっているんですか。あの、普通の人はそういうふうを考えますよね。

だから、決算書にそれが出てこないといけないと思うわけです。

だからね、どうも西部環境と東部環境はもう同じメンバーと言ったらなんですけれども、まあ、吉野ヶ里と神崎市が加入されていますから、東部のところにはですね。

ですから、その辺りがどうも、一緒くたになされたように、もうどうせ一緒やからいいじゃないかというような短絡的な考え方で、この組織運営されているんじゃないかなと。

もう小さなことですが、1番大事なところですよ。

お金で計算すれば僅かな金です。数百億に比べれば。

しかしね、やっぱそこはね、一つ間違ったらおかしくなってきますから、ちゃんとしていただきたい。

だから、説明は事務局がちゃんとできるように。

利用されてますから。

どういう約束になってますか。

#### 藤川博一事務局長

はい。

#### 松隈清之議長

藤川事務局長。

#### 藤川博一事務局長

事務所の賃料としては、無料ということでございますけれども、先程申し上げましたように、光熱費の実費分ということで、月額1万1千円の12ヶ月分をお支払いしています。



あと、こちらの会議室の使用料等につきましても、前年度の実績に応じて、その相当分を請求いただいているというところでございます。

なお、実費の対象となるものは、トイレでありますとか、食堂、それとか会議室、言いましたように、会議室の使用料、こういったものの実績に応じた次年度分の請求額ということになっております。

**平野達矢議員**

はい。

**松隈清之議長**

平野議員。

**平野達矢議員**

あの、東部環境の職員さん、ここに実際部屋使ってるんでしょ。使ってるんでしょどっかの部屋を。じゃあ、そこに何人か職員さんおられるでしょ。

じゃあ、その部屋の使用料というのはどんなふうになつとですか。

それは1市2町の財産ですよ。一緒くたにしたらいかんですよ。今度は、吉野ヶ里と神埼が入ってきたやなかですか。一緒に使うわけにはいかんわけですよ。

いや、そりゃ、ぴしっと東部環境と西部環境で契約をして、部屋を使うのは、一室使うなら、賃貸という形で契約書を入れてするのが本当やないですか。

**藤川博一事務局長**

はい。

**松隈清之議長**

藤川事務局長。

**藤川博一事務局長**

はい。

すみません、こういった答弁、ご不満だとは思いますが、部屋の賃料につきましては、使用申請書を出したうえで、無料とするということで、ご好意をいただいております。

なお、先程申し上げましたようなトイレ、食堂そういったところの光熱水でありますとか、こちらの会議室の使用料、こちらにつきましては実費相当分を請求いただいているというところでございます。

**平野達矢議員**

はい。

**松隈清之議長**

平野議員。

**平野達矢議員**

あの、光熱費とかね、そういう部分については、それは理解をします。ちゃんと負担をされてるか。

しかし、部屋の賃料というのは、ちゃんともらわんといかんですよ。

じゃあ、無料という根拠はどっから出てきたですか。

いや、わずかな金だから、あんまり言いたくないですよ。吉野ヶ里さんと神崎市さんにいろいろ私が言ってるわけじゃない。こういう組織をきちっとしなさいということを私は言いよっただけです。

一般の隣組の会計やなかですよ。  
公の組織がこう言っちゃいかんですよ。  
びしゃっと説明してください。

**松隈清之議長**

暫時休憩します。

～～～休憩（午後3時20分から午後3時30分まで）～～～

**松隈清之議長**

再開いたします。

**橋本康志管理者**

議長。

**松隈清之議長**

橋本管理者。

**橋本康志管理者**

はい。

平野議員のご指摘ありがとうございます。

この東部環境施設組合の仕事、まずは、西部環境施設組合の次期ごみ処理施設をどうするかということから始まっておりまして、スタートを切った後に、神埼、吉野ヶ里からも加入の申出をいただいて、というふうに認識をしております。

そういう意味では、当初のスタート時点から、西部環境も、次の施設ということで進んでおりまして、そこは今、岡管理者、西部環境の管理者とも、今の平野議員のご指摘については、これから検討して、適切な方法をとってまいりたいと思います。

ご指摘ありがとうございました。

**平野達矢議員**

よかです。

**松隈清之議長**

他ございますか。

ないようでございますので、これで質疑を終わります。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行います。

議案第5号について原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**松隈清之議長**

ご異議なしと認めます。



になったというところでございます。

そして、今度中身の内容に入りますけれども、7ページの方をお願い申し上げます。

まず、歳入の方から申し上げます。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金でございます。

補正前の額は、6億3,386万7千円。こちらの減額が、2億3,700万円ということでございます。

こちらにつきましては、各市町ごとにですね、減額の金額について説明欄のところに書いておるところでございます。

続きまして、繰越金でございます。

款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、921万6千円の補正をお願いして、921万7千円になるということでございます。

続きまして、款5組合債、項1組合債、目1衛生債でございます。

こちらにつきましては、25億1,890万円の補正前の額に2億3,700万円補正をいたしまして、27億5,590万円となるところでございます。

続きまして、次の8ページでございます。

歳出のご説明でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。

今年度の償還金利子及び割引料ということで、921万6千円の不用額を、各市町に精算金としてお支払いするものでございます。

簡単でございますが、令和4年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算第1号のご説明でございます。

よろしくお願いたします。

#### **松隈清之議長**

これより質疑を行います。

#### **園田邦広議員**

はい。

#### **松隈清之議長**

園田議員。

#### **園田邦広議員**

4ページの第2の地方債補正ということで、補正前、補正後ということで金額を上げてもらっているんですね。補正後については、100%充当ができるということで、こちらを県の方から勧められた。ですから、こちらにしますよということの提案ですね。

そうすると、利率が5%以内という風に両方なっとるですたい。

実際は、これは変わっとですか。補正前と補正後の利率は変わるんですか。

#### **藤川博一事務局長**

議長。

**松隈清之議長**

藤川事務局長。

**藤川博一事務局長**

はい。

利率については変わりません。

ただ、充当率ですね。こちらの方が、言いましたとおり90%が100%になるということで、これ、起債で充当した分につきましても、後々の交付税措置等がございますので、100%充当の起債を利用させていただいた方が、我々、それと、各構成市町にとっては、有利であるということで勧められて我々も、こちらの起債に変えようという判断をしたところでございます。

**園田邦広議員**

はい。

**松隈清之議長**

園田議員。

**園田邦広議員**

あの、お尋ねしたのが、利率が変わるということになればね、ただ、100%充当出来ても、そちらの方が利率が高ければ、差引き何でもならんやっただいようなことになりやせんかなと思ったもんですから、質問をしたところ。変わらんということであれば結構です。

**藤川博一事務局長**

はい。

**松隈清之議長**

藤川事務局長。

**藤川博一事務局長**

はい。

利率については、園田議員ご指摘のとおり変わりませんが、何が有利かということでありますと、先ほど申し上げたように。

**園田邦広議員**

分かりました。

**藤川博一事務局長**

ありがとうございます。

**園田邦広議員**

分かりました。

**藤川博一事務局長**

よろしくご理解の程よろしく願いいたします。

**松隈清之議長**

他にございませんか。

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。









ので、ご報告いたします。

それでは、陳情の内容と、組合の見解について、説明をお願いいたします。

**藤川博一事務局長**

はい、議長。

**松隈清之議長**

藤川事務局長。

**藤川博一事務局長**

はい。

こちらにつきましては、おそらく、今現在、鳥栖三養基西部環境施設組合の方が周辺地区と協定をされております、協定書が土台になって、提出されておられると思われま

す。基本的には、こういった内容に沿いまして、協議をさせていただいて、最終的には公害防止協定ということで協定を結びたいと考えております。

若干、地元の方ともご協議をお願いしなければならないのかなと思っているところが、環境保全の内容についての3番のところでございますけれども、現在、西部組合までは5項目の観測をされております。

我々、東部といたしましては、これにプラス水銀、それと、ダイオキシンの方の定期観測を入れて、項目にしていきたいと思っております。

こちらについては、簡易測定法ということでご指摘いただいておりますけれども、簡易測定法ではなく、ダイオキシンを直接測定するやり方で出来たらと考えています。

こちらについては、地元ともお話をしながらやっていきたいというふうに考えています。

また11番の操業停止ということでございますけれども、今回、我々、DBOということで運営についてもお任せするところがございます。

こういったことについて、基本的には、数値を超えたということになれば操業停止ということで考えておりますので、そういったところについてもきちんと地元の方にはお伝えしながら、公害防止協定の締結に向け、お話をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、簡単でございますけれどもご説明でございます。

**松隈清之議長**

執行部の説明が終わりました。

この件に関しまして、何かご意見等ございますでしょうか。

**田中静雄議員**

はい。

**松隈清之議長**

田中議員。

**田中静雄議員**

はい。

公害防止法とか環境基本法というのは、規制値がありますよね。規制値というのは、国が定めた規制

値になるんですか。ちょっとお伺いします。

**藤川博一事務局長**

議長。

**松隈清之議長**

藤川事務局長。

**藤川博一事務局長**

はい。

田中議員ご指摘のとおり、基本的には、まず国が決められた基準、これを守ることが第一です。

ただ、我々といたしましては、周辺の住民の皆様安心していただくために、なお、厳しい自主基準とし、国の基準よりも厳しい数値を設定して、今回の施設整備を励んでおりますので、そういったところも地元の方にお伝えしながら、何とかご協力いただければというふうに考えているところでございます。

**田中静雄議員**

はい。

**松隈清之議長**

田中議員。

**田中静雄議員**

関連してですけれども、これ環境の規制値っていうのは、世界の中では日本っていうのは厳しい方なんです。どっちかというとなら日本という国は厳しい。さらに、公害防止協定を結ぶ場合には、各地方自治体の定めた規制値、それはまだ、更に厳しいんです。

だから、公害防止協定の規制値っていうのは、私、上峰町ですけど、上峰町に規制値ってのはあると思いません。町にはないと思います。

ただ、鳥栖市が一番大きいですから、鳥栖市独自の環境に関する規制値っていうのは、あるんですかね。ないんですか。

**藤川博一事務局長**

はい。

**松隈清之議長**

藤川事務局長。

**藤川博一事務局長**

はい。

鳥栖市独自の数値というのはございません。

ただ、我々といたしましては、当然、国の基準をまず、ちょっと繰り返しになりますけれども、守るということをお大前提に、組合として独自の厳しい自主基準値を設定して、そこをクリアするような設備を目指しておるところでございます。

**田中静雄議員**

はい。

**松隈清之議長**

田中議員。

**田中静雄議員**

ついでに、あの、鳥栖市には特別にないとしても佐賀県はあると思うんですね。どうですかね、私ちょっと分かりません。

それは、いいんですけども、だから、あんまり厳しくするとですね、企業は進出してきません。

だから、国の規制の基準値、それよりちょっと厳しいぐらいがいいけども、あんまり厳しくするとね、企業さん寄って来ないですからね、それは、よう考えていただきたいと思います。

以上です。

**藤川博一事務局長**

ありがとうございます。

**松隈清之議長**

他にございますか。

ないようでございますので、以上といたします。

陳情第2号に対する審査結果につきましては、組合の見解をもとに作成し、提出者に通知をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**松隈清之議長**

ご異議なしと認めます。

それでは、陳情第2号につきましては組合見解をもとに作成し、提出者に通知をさせていただきます。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて、令和4年8月佐賀県東部環境施設組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

午後3時52分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長 松隈清之

議員 久保山日出男

議員 原口ひさよ